

163-衆-本会議-7号 平成17年10月18日

菊田真紀子議員の質問に、山井和則が答弁

政府の障害者自立支援法案の対案、「障害者の自立の支援及び社会参加の促進のための身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案」（山井和則君外五名提出）の質疑

○菊田真紀子君 民主党の菊田真紀子です。

本日、民主党・無所属クラブを代表して、初めて本会議場で質問をさせていただきます。（拍手）

質問に先立ちまして、小泉総理の靖国参拝問題について触れなければなりません。

先月三十日には、大阪高裁にて違憲判決が出されたばかりであり、政教分離の原則からも慎重でなければならないのに、国民に対しても、近隣諸国に対しても、何ら説明責任を果たさないうまま参拝を繰り返す小泉総理の姿勢は、極めて無責任であります。さらに、中国や韓国などアジア外交に重大な影響を与え、我が国の国益を損なう事態を招いていることは大変遺憾であり、猛省を促すところであります。

さて、私は、平成十五年の衆議院選挙で新潟四区から立候補し、国政に参加させていただき、間もなく二年となります。昨年、私の地元は、七・一三水害や中越大震災、そして十九年ぶりの大雪など、相次ぐ災害に見舞われました。全国の皆さんから、ボランティアや救援物資、義援金などたくさんの温かい御支援と真心をちょうだいし、おかげさまでようやく少しずつ復興の兆しが見えてきたところです。

この場をおかりいたしまして、皆様に心から厚く感謝と御礼を申し上げます。（拍手）

この災害が発生したときにも、高齢者や障害者、そして小さな子供たちをどう守るか、大変難しく困難な状況に直面しました。また、いまだに仮設住宅で不自由な暮らしを送っている被災者が多く残されています。特に、生活保護世帯やひとり暮らしの高齢者、寝たきりの老人、精神障害者など、生活再建のめどさえ立たない悲惨な状況です。自己努力と自己責任では解決できないさまざまなハンディを抱えている社会的弱者に対して、思いやりや光が当たる優しい政治を実現していかなければならないと私は改めて決意しているところであります。（拍手）

それでは、ただいま議題となりました政府提出、障害者自立支援法案及び民主党提出、障害者の自立の支援及び社会参加の促進のための身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案につきまして質問いたします。

今回の障害者自立支援法案によって、その名のとおり、真に障害者の自立と社会参加が促進されるのでしょうか。この法案をめぐっては、障害者や関係者の方々から、このままの法案では自立できないと切実な訴えが届いております。

私は、週末、地元へ帰るたびに、たくさんの福祉現場を訪問しながら、何より一番重視されるべき当事者の声を伺ってまいりました。その中でまず感じたことは、この法案は本当に当事者の声や現場の意見を聞いてつくられたのだろうかという疑問です。施設で会った人たちからも、もっとわかりやすくきちんと説明してほしい、私たちの意見も聞かずに勝手に決めないでくださいという言葉は何度も聞きました。

尾辻厚生労働大臣は、実際に福祉現場を回られ、障害者や家族の人たちから直接意見をお聞きになられたのでしょうか。この法案をめぐって、絶えず不安や疑問を感じているの方々に対して、どのような努力を行ったのでしょうか。

そもそも、支援費制度は、制度発足わずか二年です。支援費が始まり、サービスが利用しやすくなったばかりなのに、なぜ急に変わるのかという疑問の声が上がっています。今までサービスを必要としながらも使えなかった障害者が、ようやく社会参加できるようになり、喜ぶべき状況になったのに、この制度を今すぐ変えなければいけない本当の理由について、明確にお答えください。

日本の障害福祉関係予算は、他のOECD諸国に比べて極めて低い水準にあります。先進国並みのノーマライゼーション達成のためには、コンクリートから人へ、むだな公共事業をやめ、もっと福祉へ予算を振り向けるべきではありませんか。

谷垣財務大臣にお尋ねします。所得の少ない障害者に応益負担を求める前に、税金のむだ遣いを徹底的になくするのが先ではないでしょうか。（拍手）

財務省は、社会福祉や社会保障ばかりをやり玉に上げ、そもそもの予算配分やむだ遣いを正そうとする姿勢が全く見えません。公共事業など他の予算配分を見直し、社会福祉や社会保障の予算を手厚くすることについて、谷垣財務大臣はどのようにお考えでしょうか。見解をお伺いいたします。

また、障害者は国内に少なくとも六百万人と言われ、二十人に一人は何らかの障害があることになりましたが、障害者施策の予算規模はどの程度が適当だとお考えでしょうか。あわせてお聞かせください。

次に、応益負担についてお伺いいたします。

障害者の約八割は、年金だけか、年金と作業所などで得られるわずかな工賃でぎりぎりの生活を送っています。私の地元の作業所では、一カ月の工賃が四千円、五千円というところも少なくありません。このような現状で、日常生活を送るためのサービスを受けるにも、サービスは益だから利用料を払えという発想は、到底納得できるものではありません。

重度の障害者が、トイレに行くにも、食事をするにも、作業所で働くにも利用料を払わなければいけないとなれば、自立どころではなく、多くの障害者の生活は崩壊してしまうのではないのでしょうか。このような発想は福祉の理念に反すると考えますが、尾辻厚生労働大臣はどのようにお考えになりますか、お聞かせください。

一割に負担が重くなるのに、なぜ自立支援法なのでしょう。その実は、障害者の自立を阻害する障害者自立阻害法ではないかと危惧しています。どうしても導入するなら、まず、障害者が働ける雇用の場の拡大や、作業工賃をふやすシステムをつくるなど、具体的な施策を先行させるべきではありませんか。就労移行支援の具体的内容及び実施時期について、明確にお答えください。また、この施策によってどの程度の所得が確保されると見込んでいるのか。さらに、施設から一般就労への移行について、具体的な数値目標をお示しください。

身体、知的、精神、それぞれ抱える障害によって、症状も必要とするサービスも異なります。三障害の福祉サービスを一元化すると説明されていますが、現在の制度からサービスの水準が下がることがないのか、現在の利用対象者が新制度からほうり出されることはないのか、明確にお答えください。

最後に、民主党案に対して質問いたします。

さきの国会で民主党は、与党に対し修正要求を行い、与党からゼロ回答だったことを受けて、法律案に反対しました。今国会では民主党としての法案を提出していますが、政府案と民主党案の最大の違いは何であるのかをお伺いいたします。また、民主党案では予算は幾らかかるとお考えですか。さらに、障害者の所得保障や精神通院公費、更生医療、育成医療をどうするのか、お聞かせください。

最後に申し上げます。

党派を超えて、障害者自立支援法と民主党の対案に対し、郵政民営化より以上に真剣で活発な議論が展開され、間違っても拙速に採決されることがないように強く求めて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣尾辻秀久君登壇〕

○国務大臣(尾辻秀久君) 障害者の方や家族の方たちとの意見交換についてのお尋ねでございました。

本法案の立案過程におきましては、障害者の方々も参画していただきました社会保障審議会障害者部会で二十回にわたり議論するなど、さまざまな場で御意見をお伺いしてまいりました。

私も厚生労働大臣就任前から、障害者団体の方々とは勉強会を行い、さまざまな御意見をお伺いいたしますとともに、大臣就任後も、施設などを訪問いたしまして、障害者の方々から直接お話を伺ってまいったところでございます。

今後とも、制度の詳細につきましては、関係者の御意見も伺いながら検討を進めますとともに、障害者の地域生活を支援する改革の必要性について、障害者の方々を初め国民の皆様に御理解いただけるよう努力をしてまいります。

支援費制度を見直す理由についてのお尋ねがございました。

支援費制度は、多くの方が新たにサービスを利用できるようになるなど、障害者の地域生活を支援する上で重要な役割を果たしていると評価をいたしておりますけれども、同時に、精神障害者が対象となっていないこと、サービスの地域間格差が大きいこと、障害者の就労支援などのニーズにこたえられないことなど、さまざまな課

題があると認識をいたしております。障害福祉サービスの充実のためには、こうした課題が早期に解決されることが必要でありますことから、さまざまな施策を提案しておるところでございます。

障害者自立支援法案におきましては、精神障害者も含めてのサービスの一元化、地域間格差に対応するための規制緩和の実施や障害福祉計画策定の義務づけ、障害者個々のニーズに応じたサービス体系の再編などの施策を提案いたしております。

利用者負担の見直しについてお尋ねがございました。

障害者自立支援法案におきましては、障害福祉サービスを契約に基づきだれもが利用できるものとして、他の契約による制度と同様に、利用者に対し、受けたサービス量に応じた負担と食費等の実費負担を求める仕組みに改めることといたしております。また、障害福祉サービスにかかる費用が増大する中で、その費用を皆で支え合うという観点から、利用者負担の見直しとあわせ、在宅サービスに関する国の負担を義務的なものとしたしております。

ただし、御負担を求めるに当たりましては、各般のきめ細かな負担軽減措置を講じまして、工賃等の収入が少ない方や重度の障害がある方でも障害基礎年金と工賃等の収入で対応できるように配慮いたしておるところでございます。

これらの見直しによりまして、障害者がみずからも制度を支える一員となりますとともに、必要なサービスを安定的に受けることができる仕組みを実現することが障害者の自立につながるものと考えております。

障害者の就労支援施策についてお尋ねがございました。

障害者の就労支援を強化いたしますために、障害者がその能力を十分発揮できるよう、企業が職域開発を進めるよう指導するなど、雇用機会の拡大を図りますとともに、雇用契約によらない就労継続支援事業において目標工賃水準を設定するなどの具体的な施策を進めることといたしております。

また、新たに創設いたします就労移行支援事業は、一般就労が見込まれる方などを対象に、作業訓練から実習や就職活動までの一貫した支援を行うものでございまして、平成十八年十月から施行することといたしております。

こうした施策を通じ、どの程度の方が一般就労に移行するかなどについては、御本人の状況や雇用環境などによって左右されるものでありますが、現在の施設利用者の約四割の方が一般就労を希望しておられますことから、今後、こうした障害者の方々の御希望に沿えるよう、全力を尽くしてまいりたいと考えます。

サービス水準や現在の利用者への配慮についてお尋ねがございました。

今般の障害者施策の見直しは、これまで立ちおかれておりました精神障害者施策を含め、三障害を一元化することによりまして障害福祉サービスの充実を図るものでございまして、全体としてサービス水準が向上するものと考えております。

障害程度区分を初めさまざまな基準の設定に当たりましては、現在サービスを利用されている方々に必要なサービスが確保されるよう適切に配慮いたしてまいります。(拍手)

〔国務大臣谷垣禎一君登壇〕

○国務大臣(谷垣禎一君) 菊田議員にお答えいたします。

社会福祉や社会保障への予算配分についてのお尋ねでございますが、小泉内閣におきましては、発足以来、財政規律を堅持するという方針のもとで、重立った歳出項目について徹底した見直しを行いました。御指摘の公共事業費に関しては、約四割削減する等、既に十兆円に上る歳出改革を断行したところでございます。

その中で、社会保障関係費につきましては、高齢化の進展等に対応して毎年増額しておりまして、平成十七年度予算におきましては、一般歳出の四割を超えます二十兆三千八百八億円を計上する等、厳しい財政状況の中におきましても適切に対応しているところでございます。

そこで、障害者施策の予算規模についてお尋ねがございました。

障害者施策につきましては、これまでも、その時点時点において必要と考えられる予算を確保してきたところでございますが、平成十七年度予算におきましても、障害者施策については、厳しい財政事情のもとではございますが、七千五百三十二億円を計上いたしまして、これは対前年比八・五%の増額を行っているところでござい

まして、必要な予算を確保していると考えております。(拍手)

〔山井和則君登壇〕

○山井和則君 民主党の山井和則でございます。

菊田議員から御質問いただきました点について、園田議員とともにお答えをさせていただきます。

まず、精神通院公費、更生医療、育成医療についてでございますが、私たち民主党案では、従来どおり存続し、政府案にあるような障害者に一律の一割負担を求める自立支援医療は導入はいたしません。

その理由は、まず、精神通院公費制度というのはどのような制度かといいますと、心に病を持っておられる方々がどうしても適切な医療が受けられないということで、自己負担を軽減し、クリニックやデイケアに通いやすくして、それによって社会復帰や職場復帰あるいは自殺予防に貢献している、まさに心の病を抱えている方々の命綱と言われる制度であります。これに対して、政府案はカットするということで、短期間に二十三万人もの方々から反対の署名が集まりました。

御存じのように、日本では七万人を超える、治療が終了したにもかかわらず精神病院から退院できない社会的入院の方々がおられ、三万人を超える自殺者が毎年おられます。そのような方々にとっての命綱のこの公費負担医療をカットするということは、もっと精神病院への入院をふやし、そして社会復帰をおくらせ、ひいては自殺者すらふやしかねない、自立支援医療どころか自殺支援医療であると民主党は考えております。

そして、更生医療、育成医療についても、まさに難病や心臓病や腎臓病を初めとする、そういう病に苦しんでおられる障害児や障害者の方々に対する大切な公費負担制度、これは民主党は存続させると考えております。通常国会でも、この政府案の前提となる基礎的データが大きな誤りがあったということが明らかになっております。私たち民主党は、このような公費負担制度で障害児や障害者の医療はしっかりとこれからも守ってまいります。

二番目の質問の、政府案と民主党案の最大の違いは何か、そしてその理由はという質問にお答えいたします。

公的な国の財政負担を明確にする、あるいは精神を加えた三障害を一体的に整備していく、このことについての方向性は、政府案と民主党案は共通しております。しかし、最大の違いは、定率の一割負担を政府案では導入し、サービス利用にブレーキをかけて、事実上障害者の自立を阻害する法案になっているということであり、民主党では、今までどおり、所得に応じて負担をする応能負担をとっております。

御存じのように、国際的に見ても、先進国に比べて日本では、知的障害者が施設に入所している割合が数倍、精神障害者が病院に入院している割合が先進国水準の数倍。こういう大きく立ちおくれた二十世紀の日本の障害者福祉の現状をこれから何とかして挽回しようとするやさきに、障害者に一割の定率負担を導入する、このことはまさに福祉の流れを逆行させると言わざるを得ません。(拍手)

七月五日には、一万一千人も障害者の方々が、このままの自立支援法案では自立できませんという史上最大規模の要請行動を国会に炎天下の中行われました。そして本日も、この時間、大阪の御堂筋で三千人を超える障害者の方々が、私たち当事者の声を聞かないで私たちのことを決めないでという要請行動を行っておられます。私たち民主党は、このような障害者の切実な声にしっかり耳を傾け、あらゆる障害を対象とした包括的障害者福祉法を制定してまいります。

皆さん、障害者の社会参加にブレーキをかける政府案か、障害者の社会参加を推進する民主党案か。そして何よりも、最も弱い立場の方々に負担を押しつける政府案か、最も弱い立場の方々を体を張ってでも守っていく民主党案か。これは、根本的な政治理念が問われています。

一番心配なことが政府案にはあります。来年の四月、この法案が通れば一割負担が導入されます。そのときに、それによって作業所に通えなくなる障害者が出てきます。また、それによって閉じこもりになってしまう障害者が出てまいります。また、それによって家庭崩壊やあるいは自殺や心中事件すら起こりかねません。

実際、ことしの二月には殺人事件まで既に起こっているんです。神戸で、障害者の息子さんを育てておられたお母さんが息子さんを殺して、自分も自殺を図られました。裁判の公判では、お母さんは障害者自立支援法の動きを知って、障害のある息子さんの前途を悲観して心中を図ったということが述べられております。

政治とは人の命を守るものです。間違っても人の命を奪ってはなりません。それが証拠に、障害のある方に一割の定率負担、応益負担、つまり障害が重いほど自己負担を重くするというこの制度、世界じゅうで導入するの

は今回の政府案が世界初であります。世界の福祉の流れに逆行することは改革とは呼ぶことはできません。これが民主党案と政府案の最大の違いであります。

最後になりますが、与党は、対案は歓迎だ、正々堂々と議論しようと言うならば、なぜ民主党案に対して正々堂々と質問をしないのでしょうか。正々堂々と質問もせずに批判だけする、これでは、プロレスに例えたら、リングの上で戦おうと言っているのに、そっちだけがリングの下からパイプいすを投げ込んでいるような状況じゃないですか。(拍手)

なぜ通常国会で対案を出さなかったのか。与党が修正協議をしようと言ってきたからじゃないですか。

そして、改革の案に値しないということをおっしゃいました。それは障害者の方々が決めることであります。

しっかりと時間をとって、私たちも対案を出したわけですから、参考人質疑、公聴会もしっかりやって、どちらが本当の改革案なのか、しっかりと障害者の方に決めてもらおうではありませんか。

質問をして答弁をされたら勝ち目がない、正々堂々とこんな障害者をいじめる法案は壇上では議論できない、だから質問もしない、こんなやり方に断固抗議して、私の答弁を終わります。(拍手)

〔園田康博君登壇〕